いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業実施要綱

（目的）

第１条　いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業（以下「本事業」という。）は、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）で会場となった市町等が、開催競技を中心にマイタウンスポーツとして選手の発掘・育成・強化を行うことにより、誰もがどこでもスポーツをすることができる「とちぎ」を目指すことで、両大会で得た多くの感動を未来につなぎ、スポーツによる新たな感動を創出することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱における競技団体の定義は、栃木県内で国体実施競技（41 競技）を実施する団体、又は障害者スポーツを実施している団体であって、規約、役員、会計等が明確であるもの（営利を目的とする団体を除く。）をいう。

（事業区分）

第３条　本事業は、次の各号に掲げる事業をいう。

（１）スポーツ体験教室の開催（両大会共通）　両大会において開催した競技を、会場となった市町を中心に根付かせ、その競技を中心として競技力の向上を地域で進めることができるように支援するもの。

（２）トップアスリートの招へい（国体実施競技）　体験教室において、国内トップレベルの指導者やスポーツに関する専門家等から最先端の指導を受けることで、選手やその指導者の競技力向上や資質の向上を図るために支援するもの。

（３）普及イベント講師派遣（とちぎ大会実施競技）　いちご一会とちぎ大会を契機に会場となった市町を中心に障害者スポーツの実施機会を創出するとともに、障害者や障害者スポーツへの理解促進を図るために支援するもの。

（事業への支援）

第４条　県は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金（以下「補助金」という。）を市町又は競技団体等に交付するものとする。

（交付対象外となる事業）

第５条　補助金の対象とならない事業は、別表１に掲げるものとする。

（交付対象経費）

第６条　補助金の交付対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費とし別表２に掲げる経費とする。

（その他）

第７条　この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附　　則

この要綱は、令和５(2023)年４月１日から施行する。

別表１（第５条関係）

番号	対象外事業
1	宗教、政治、選挙活動を目的とした事業
2	公序良俗に反する事業
3	国、県、団体等他の補助事業でより効果的な対応が可能である事業
4	その他本事業の目的に照らし適当でないと認められる事業

別表２（第６条関係）

番号	対象経費
1	スポーツ体験イベントなどの講師謝金及び旅費
2	スポーツ体験イベントなどの講師及び参加者の保険料
3	スポーツ体験イベントなどの講師への食糧費
4	スポーツ体験イベントなどに必要な消耗品費
5	その他本事業の目的に照らし適当であると認められる経費